

議案第6号

かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における法第141条第1項に規定する自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号に規定するビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号に規定するポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成に要する費用の公費負担について必要な事項を定めるものとする。

(費用の公費負担)

第2条 市は、かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）が当該選挙において支払う費用について、

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において負担することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。

- (1) 選挙運動用自動車を使用する費用 64,500円に法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日からその選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日）まで（以下「選挙運動期間」という。）の日数を乗じて得た金額
- (2) 選挙運動用ビラを作成する費用 1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超えるときは、8円38銭）に当該選挙における選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に規定する枚数を超えるときは、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を1円に切り上げる。）
- (3) 選挙運動用ポスターを作成する費用 1枚当たりの作成単価（当該作成単価が586円88銭を超えるときは、586円88銭）に、作成枚数（当該作成枚数が当該選挙におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超えるときは、当該2を乗じて得た数）を乗じた金額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を1円に切り上げる。）

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第3条 候補者は、選挙運動用自動車の使用について前条の規定の適用を受けようとするときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結するとき、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用

自動車の使用について有償契約を締結し、その旨をかすみがうら市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

（選挙運動用自動車の使用の公費の支払）

第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき支払うものとする。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用するときは、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超えるときは、64,500円）の合計金額
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める金額
 - ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用するときは、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額
 - イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選

挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者の選挙運動期間の日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることについて、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手を雇用する場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超えるときは、12,500円）の合計金額

（選挙運動用自動車の使用の契約の指定）

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれかの号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第6条 候補者は、選挙運動用ビラの作成について第2条の規定の適用を受けようとするときは、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第7条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラ（委員会が別に定めるとこ

ろにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)について、第2条第2号の規定により算定した金額を、当該ビラ作成業者からの請求に基づき支払うものとする。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第8条 候補者は、選挙運動用ポスターの作成について第2条の規定の適用を受けようとするときは、ポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスター(委員会が別定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)について、第2条第3号の規定により算定した金額を、当該ポスター作成業者からの請求に基づき支払うものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される選挙から適用する。

(かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びかすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公

費負担に関する条例の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例
(平成17年かすみがうら市条例第18号)
- (2) かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例 (平成22年かすみがうら市条例第1号)